

# 国の施策等に関する提案・要望に係る 国予算等への反映状況について

平成 27 年 2 月 12 日  
企 画 課

国の施策等に関して行った次の提案・要望について、国の平成 27 年度予算案等への反映状況（現時点で把握できる内容）は下記のとおりです。

## 1 予算措置、制度改正等がなされた主な項目

### ①地方創生のための対策の着実な実施について

→ 平成 26 年度補正予算案において、地方創生に向けた取組を支援するため、地域住民生活等緊急支援のための交付金が設けられた。また、国の平成 27 年度予算案では、一般財源総額について 26 年度の水準を上回る額が確保されるとともに、地方創生関連として 1 兆円が地方財政計画の歳出に計上された。

→ 規制改革については、「地方創生特区\*」の創設が打ち出され、3 月にも地方創生特区が指定される見込み。

\* 地方創生特区…国家戦略特区法の規制改革事項等のうち、地方の新規産業や雇用創出を目指す取組などを地方創生特区として指定するもの。

### ②地産地消による学校給食用牛乳の供給について

→ 国の制度は、学校給食の牛乳を都道府県が地域ごとに入札して価格と業者を決定する（購入契約者は市町村）ことを要件に補助金が出されていたが、適正な価格決定などを前提に、入札せずに大山乳業から調達しても補助金を出すことが容認された。

### ③中山間地域等直接支払交付金の返還要件緩和について

→ 平成 27 年度以降、養魚場など林業・水産業施設に中山間地域等直接支払制度の協定農地を転用する場合であっても、集落全体でなく転用農地分の交付金の返還にとどめるとされた。さらに、地域再生法に基づき市町村が計画を立てて農家レストランのような施設に転用する場合は、返還を全額免除するとされた。

### ④林業・木材産業の成長産業化等に向けた予算の確保について

→ 森林整備加速化・林業再生基金が今年度限りとされていたところ、平成 26 年度補正予算において、「森林整備加速化・林業再生対策」（546 億円）が計上され、平成 27 年度まで実施可能となった。

### ⑤「危険ドラッグ」の撲滅について

→ 本県の条例改正が国の法改正にも影響を及ぼし、法による販売等停止命令等の対象を、指定薬物の疑いがある物品から、指定薬物と同等以上に精神毒性がある蓋然性が高いと疑われる物品に拡大するとともに、これらの物品と名称・形状・包装等から同一とみられる物品の広域的な規制が導入され、成分を特定しない段階での規制の範囲が大きく広がった。

### ⑥番号制度導入に係るシステム対応と費用負担について

→ 平成 26 年度一般会計補正予算と平成 27 年度当初をあわせ 240 億円増（H26、H27 年度国庫補助金に係る総務省予算計 841.5 億円）の追加支援が決定された。

## 2 予算措置、制度改正等はなされたが本県への重点配分に向け引き続き要望が必要なもの

### ①高速ネットワークの早期整備について

→ 「全国ミッシングリンクの整備」に相当する予算は今年度並みの水準を確保されたと思われ、今後の事業箇所別配分において、当県への重点配分がなされるよう、引き続き要望する。

※箇所付は予算成立後に判明

### ②北東アジアゲートウェイ「境港」の重点整備について

→ 今後の事業箇所別配分において、当県への重点配分がなされるよう、引き続き要望する。

※箇所付は予算成立後に判明。新規箇所（竹内南地区）は予算成立前の事業評価時（3月中下旬）に判明

### ③外航クルーズ船寄港および国際航空路線の拡充等に伴うC I Q体制の充実について

→ 地方入国管理局の増員（+166人）等が図られたことを受け、本県に重点配置されるよう引き続き要望する。

なお、米子空港については、経済対策（平成26年度補正予算）において、入国審査ブースの増設（4→6ブース）等が盛り込まれることとなった。

### ④地方分権改革の推進について

→ 長年の懸案事項であった農地制度について、転用許可権限が都道府県等に移譲されることとなった。ただし、ハローワークの移管など、残された重要課題も多いことから引き続き全国知事会などを通じて要望していく。